

一般国道42号改築工事（紀宝バイパス）の事業認定に係る 社会資本整備審議会公共用地分科会の議事要旨

- 1．開催日時 平成20年7月2日（水）
- 2．開催場所 国土交通省内会議室
- 3．議 題 一般国道42号改築工事（紀宝バイパス）の事業認定関係

4．議事要旨

土地収用法第25条の2第1項の規定に基づき国土交通大臣から付議され、社会資本整備審議会運営規則第8条第1項の規定に基づき公共用地分科会に付託された一般国道42号改築工事（紀宝バイパス・三重県南牟婁郡紀宝町成川字神明後地内から同町成川字上野地内まで）について、公共用地分科会における審議の結果、「土地収用法第20条の規定により事業の認定をすべきであるとする国土交通大臣の判断を相当と認める。」との意見が議決された。

同意見は、社会資本整備審議会令第6条第6項及び社会資本整備審議会運営規則第8条第2項の規定に基づき、社会資本整備審議会の議決とされた。公共用地分科会における各委員の主な意見は次のとおりであった。

- ・ 熊野古道の世界遺産登録などにより現道の交通需要の増加が見込まれ、また、現道を利用し通学する学生等が交通事故の危険にさらされているので、本件事業は早期の整備が必要である。
- ・ 起業者が、本件事業のトンネル施工の発破振動の管理基準値を0.1カインとすることや、発破振動を計測する振動計の設置方法等について地元と調整を図ることとしていることについては、説明会や公聴会のような公の場においても表明していることによって担保されているように思われる。
- ・ 本件事業の完成による公益性は大きいにもかかわらず、本件事業に係る工事差止訴訟の最高裁判決で国の勝訴が確定してから今回の事業認定の申請までに約10年という期間を費やしており、いくら判決確定後に土地所有者等と丁寧な任意交渉を行っているとはいえ、通常の間感では時間を要しすぎるのではないか。
- ・ この地域は非常に雨が多く、豪雨災害時等における緊急輸送路や現道の代替路線として本件事業の公益性は大きいと思われる。